

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の社会福祉法人B（以下「本件法人」という。）に雇用され、本件法人が運営する障害者支援施設であるC（以下「本件施設」という。）において、生活支援員として就労していた。
- 請求人によると、平成〇年〇月〇日に行われた調査により本件施設利用者の保護者（以下「特定の保護者」という。）から請求人を名指しして障害者虐待の苦情がなされたことを知り、同月〇日の保護者総会において、請求人に対し、特定の保護者から事実無根の誹謗中傷の発言があったため他の保護者にもその内容が知られ、また、同年〇月〇日には、特定の保護者から電話で怒鳴られたため、激しい動悸がして体調が悪化したという。請求人は、平成〇年〇月〇日、D医院に受診し「慢性胃炎、神経性胃炎」と診断され、同月〇日、E医院に受診し「遷延性抑うつ反応」と診断された。
- 本件は、請求人が請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、請求人の症状の経過等に照らして、平成〇年〇月〇日頃に I C D – 1 0 診断ガイドラインにおける「F 4 3 重度ストレス反応[重度ストレスへの反応]及び適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものであると当審査会としても判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事について検討すると、次のとおりである。

ア 請求人は、①平成〇年〇月〇日、副主任に昇任したこと、②同年〇月〇日、請求人による本件施設を利用する障害者に対する虐待行為について苦情があったことを知ったこと、また、本件施設長から苦情内容について指導を受けたこと、③同月〇日、保護者総会の場で虐待行為を行ったとする誹謗中傷の発言があったこと、④同年〇月〇日、特定の保護者から電話で怒声を浴びせられたこと等の出来事があり、これらによる心理的負荷が原因となって本件疾病を発病した旨主張している。

イ 上記アの①の出来事については、F元施設長が述べるとおり、請求人は役職者となり管理業務が増えたことは認められるものの、当該業務は、従来、G主任が一括して行っていた業務を分担したものであり、請求人の経験からみて十分に対応が可能であったこと、労働時間については従来と変わりがないことから、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は、「弱」であると判断する。

ウ 上記アの②ないし④の出来事は、いずれも特定の保護者からクレームを受けたという一連の出来事であり、認定基準別表1の具体的出来事「顧客や取引先からクレームを受けた」（平均的な心理的負荷の強度「II」）に該当するとみて検討すると、(a)請求人に対する苦情は、障害者虐待防止法に基づく通報として事実確認が行われたが、確認の結果、行政及び施設側双方の関係者において、虐待行為が事実であったとは認めておらず、施設長における指導も一般的な注意喚起にとどまる内容であったこと、(b)保護者総会終了後の保護者を含めた出席者の言動から判断すると、保護者総会における請求人を始めとする職員に対する誹謗中傷や苦情の内容が、出席者に一方的に信用され、保護者の間で請求人が虐待を行っていたと客観的に認識されたとまではいい難いこと、(c)電話による特定の保護者からの直接のクレーム対応は、1回限りで複数回には至らず、対応時間も約10分間と長時間に及ぶものではなかったこと等の事情に鑑みると、決定書理由に説示するとおり、実際に請求人が他の施設利用者及びその保護者からの信頼をなくして業務に支障を及ぼすような事実は確認できない。

さらには、そもそも、当該出来事により、多くの施設利用者を喪失したり、施設に対する信用を著しく傷つける結果には至っておらず、その解消のために各関係者と困難な調整に当たった事実も認められない。

したがって、当審査会としても、当該出来事の心理的負荷の総合評価を「中」であるとした審査官の判断は妥当であるものと判断する。

(4) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「弱」となる出来事が1つ、「中」となる出来事が1つであるから、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものである。

(5) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかつた。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。